平成２３年（フ）第１３２９号
札幌市中央区南５条西10丁目1015番地５　マンションセブン１号
債務者　西村百合子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６２号
札幌市中央区南９条西４丁目３―１　アムスタワー3308、住民票上の住所札幌市東区北46条東９丁目３番21号
債務者　福冨　　理
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４４４号
札幌市南区川沿１条６丁目１番28号
債務者　上田　浩史
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９１号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目６番１号
債務者　松澤真紀子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０８号
札幌市東区本町２条３丁目３番24号　毛利マンション102号
債務者　原田　義和
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５７号
札幌市西区発寒10条５丁目３番７号　ノースシティー102号室、住民票上の住所札幌市西区発寒10条２丁目８番26―804号
債務者　佐藤　晶子（旧姓大沼）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５６８号
札幌市手稲区前田８条18丁目４番18号
債務者　岩澤　拓也
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５８３号
札幌市北区あいの里２条７丁目10番７号
債務者　吉田　道弘
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５８４号
札幌市北区あいの里２条７丁目10番７号
債務者　吉田　初江
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５９１号
札幌市清田区北野３条４丁目５番23号
債務者　東口　晃士
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６１２号
札幌市白石区本通17丁目北13番１号　サニーサイドガーデン本通101号
債務者　小塩まりか
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６３０号
札幌市北区北30条西９丁目５番28―202号
債務者　山下　夏美（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６９３号
札幌市東区北20条東16丁目３番１―301号
債務者　小原アサ子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６９５号
札幌市豊平区月寒東１条２丁目６番８号
債務者　山田　正実
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７０５号
札幌市西区八軒７条東２丁目５番13号　第１石ケ守ハイツ８号
債務者　上原絵利子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７１３号
札幌市手稲区稲穂１条４丁目５番６号　セラミックハイツ201号
債務者　須田紀美子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７２２号
札幌市白石区平和通２丁目北10番５号　登竜荘202号
債務者　勝見　浩之
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部